

魚津建設業協会 御中
魚津地域建築組合 御中
魚津市管工事業協同組合 御中
魚津電設業協会 御中
魚津市造園業協会 御中

魚津市長 村椿 晃
(公印省略)

工事入札における予定価格事後公表の試行について (案内)

日頃より、魚津市政に対し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

魚津市では、平成 15 年度から建設工事等の入札において、予定価格の事前公表を行うことにより、入札の透明性・公平性の確保に努めてまいりました。

しかしながら、予定価格を事前公表することにより、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなることや、建設業者の見積り努力が損なわれるなどの弊害が生じるといった指摘が関係各省からあり、国ではほぼ全ての案件が事後公表により行われています。地方公共団体においても予定価格の事前公表の取りやめが求められていることから、下記のとおり、一部工事について予定価格事後公表を試行することとします。

つきましては、貴会会員に対しましてご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1 対象工事

設計金額 3,500 万円以上（建築一式工事の場合は 7,000 万円以上）の建設工事

2 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告する建設工事から適用

3 入札不調となった場合

開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合、『再度入札』を行うか、又は『再度公告入札』を行うかを速やかに決定します。

再度入札 → 予定価格の制限の範囲内での入札がない場合、当該入札参加者に限定して行う 2 回目の入札。設計内容、予定価格は 1 回目の入札（初度入札）と同一である。

再度公告入札 → 予定価格の制限の範囲内での入札がない場合、あらためて入札の公告からやり直す入札。初度入札とは別の入札となるため、設計内容の変更、予定価格の増減などもありうる。

4 再度入札について

(1) 再度入札の回数

1回とします。

(2) 再度入札の実施方法

再度入札は初度入札と同様、郵便入札とします。

再度入札を行うこととなった場合、入札・契約担当者より、直ちに初度入札の最低入札金額、郵便入札の到着期限及び開札日時等を記載した再度入札通知書を、初度入札参加者に対してファックスします。ただし、初度入札において、魚津市契約規則等の規定に基づき無効とされた入札を行った者は、再度入札に参加することはできません。

(3) 再度入札における無効

再度入札において、初度入札の最低入札金額以上の入札をした場合は、無効となります。

(4) 再度入札における積算内訳書について

積算内訳書の提出は不要です。

(5) 再度入札の辞退

再度入札通知書を受領した後、再度入札を辞退することができます。

辞退する場合は、入札辞退届を担当課あて提出してください。

5 予定価格事後公表について

対象工事の落札者が決定した後、魚津市ホームページにて行います。

6 積算内訳書の公表について

予定価格事後公表の対象となった工事については、魚津市役所設計図書縦覧場所（3階）において、積算内訳書の事後公表を行います。

7 周知方法

本案内のほか、魚津市ホームページへ掲載します。

問合先

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市企画総務部財政課管財・契約検査係

TEL23-1088 FAX23-1051

zaisei@city.uozu.lg.jp